

# 白岡市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市は、環境への負荷の少ない省エネ家電製品への買換えの促進を図ることにより、市民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するとともに、電力、ガスその他のエネルギーの価格の高騰による家庭の費用負担を軽減するため、省エネ家電製品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において白岡市省エネ家電製品買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成10年白岡町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 冷蔵庫 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネ基準達成率」という。）が100%以上である冷蔵庫（電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号）に規定する目標年度が2021年度のものの）
- (2) エアコン 省エネ基準達成率が80%以上であるエアコン（エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に規定する目標年度が2027年度のものの）
- (3) 省エネ家電製品 冷蔵庫及びエアコンをいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、自らが居住する市内にある住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。以下同じ。）に設置された既存の省エネ家電製品を撤去し、及び

処分し、当該住宅に同種の省エネ家電製品（未使用品に限る。以下同じ。）を購入し、及び設置すること。

(2) 補助金の交付を申請する日において、市税の滞納がないこと。

(3) 本人及び本人と同一世帯に属する者がこの補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に購入及び設置が完了した省エネ家電製品に係る費用のうち、省エネ家電製品本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と3万円を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、様式第1号の白岡市省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書のとおりとする。

2 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長の定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 省エネ家電製品の購入に要した費用に係る領収書及びその内訳書の写し

(2) 省エネ家電製品の製造事業者が発行した省エネ家電製品の保証書の写し

(3) 省エネ家電製品の省エネ基準達成率が確認できる書類

(4) 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付申請の受付開始日及び提出期限は、市長が別に定める。

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号の白岡

市省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定通知書のとおりとし、同条第2項の規定による通知は、様式第3号の白岡市省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書により行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第15条の報告書の提出は要しないものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4号の白岡市省エネ家電製品買換え促進補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（書類の整備）

第10条 交付決定者は、補助金の対象となった機器の設置に係る支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、取得した省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 8 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第 1 0 条から第 1 2 条までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。